

## 第8章 避難者対策

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 避難者対策の重要性と対策内容の基本的考え方

住民の避難に備え、事前に広域避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。

また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討が必要である。

本章では、避難者対策として、広域避難場所・避難所等の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組を定めている。

#### ○ 現在の対策の状況

市はこれまで、避難所32箇所、一時収容可能施設を28箇所、広域避難場所を10箇所指定するとともに、二次避難所（福祉避難所）を29箇所指定している。

また、民間福祉施設との災害時避難所協定を8箇所締結している。

なお、各避難所ごとの避難所運営マニュアルを策定し、必要の都度改定を行っている。

#### ○ 新たな被害想定を踏まえた課題

新たな被害想定では、避難者数が約3.3万人、うち避難所へ避難する人が約2.2万人となっている。

自治体の枠を越える大規模災害に係る避難先の確保や避難誘導のあり方についての検討及び避難所における女性や要配慮者のニーズに応える体制の整備について、引き続き検討・整備を推進する必要がある。

#### ○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 避難所の確保

→ <到達目標> 新しい被害想定に基づき、避難者を受入れる避難所の数・規模・質（備蓄品等）を確保

- ・ 避難所生活の安全・安心の確保の推進、女性や要配慮者にも配慮した避難所運営マニュアル等を作成し、体制整備を推進

→ <到達目標> 女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

## 第8章 避難

### 第1節 現在の到達状況

- 広域避難場所を10箇所指定
- 避難所を32箇所指定（耐震化済み）
- 二次避難所（福祉避難所）を29箇所指定
- 一時収容可能施設を28箇所指定
- 民間福祉施設8箇所と災害時協定を締結
- 避難所運営マニュアルを策定し、必要の都度改定を実施

### 第2節 課題

- 新想定避難者数の受入先の
- 避難者と帰宅困難者との対
- 避難所に対する多様なニーズ（女性・要配慮者ほか）
- 協定に基づいて指定した避難所運営マニュアル整備

### 第4節 到達目標

- 新想定による避難者数を受入れられる避難所の確保
- 女性・要配慮者の視点を踏まえた避難所運営体制の確立

### 第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

地震直後の行動

#### 避難者対策

避難体制の整備

広域避難場所・避難所等の指定・安全化

避難所の管理運営体制の整備

避難誘導・安

避難所の開設

動物救護

ボランティア

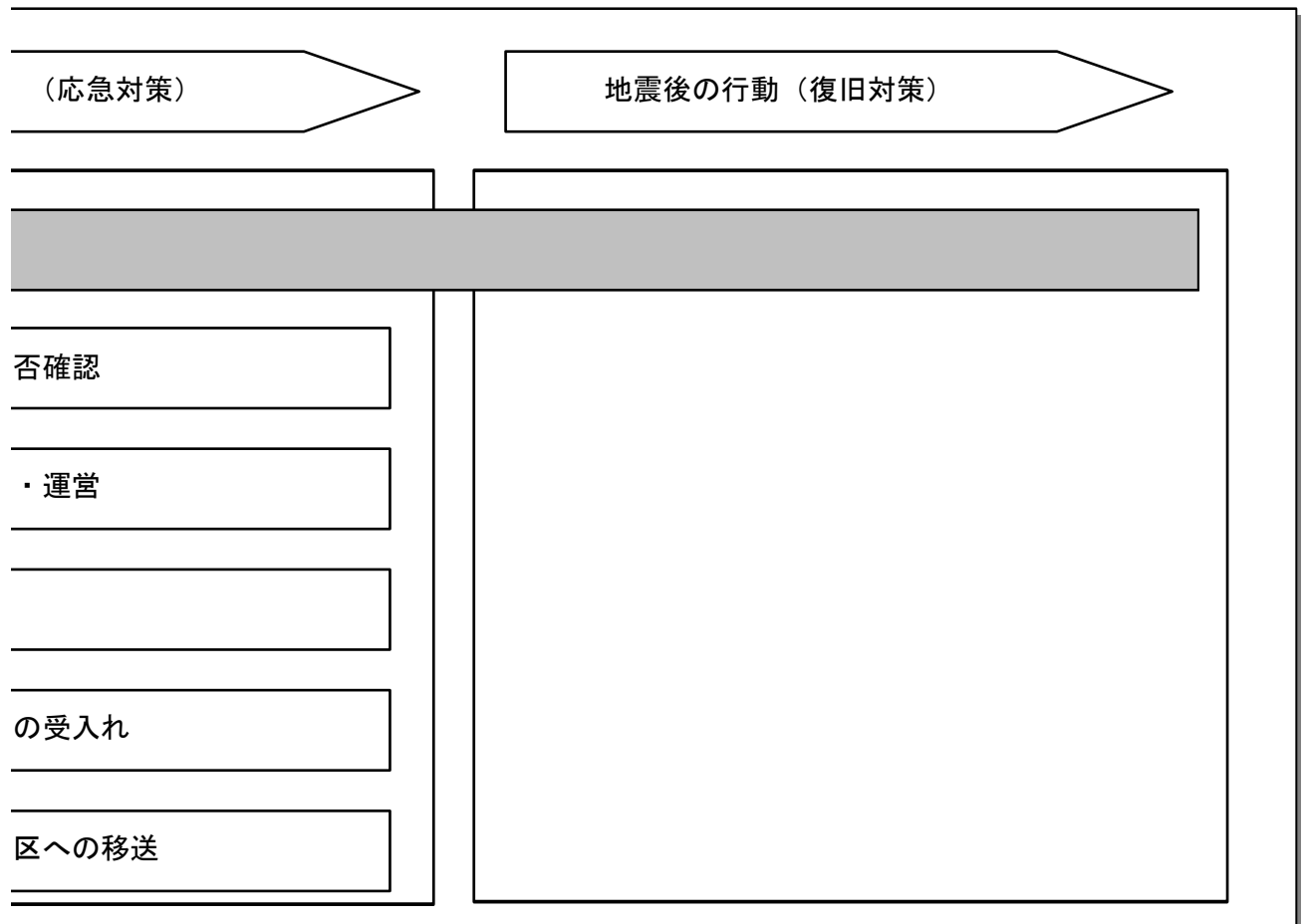
被災者の他地

## 者対策

確保  
策の住み分け  
ズへの対応  
  
難所を含む全避難所での避難

### 第3節 対策の方向性

- 全ての市施設について避難所としての利用検討
- 民間施設等との協定による避難所の確保検討
- 避難所運営マニュアル等における女性や要配慮者に対する配慮について定める。
- 地域と協働した避難所運営マニュアルの作成



## ※ 用語の定義

本章では、避難に関する複数の類似用語があるため、はじめに用語の定義を示すものとする。

### 1 一時集合場所（いっときしゅうごうばしょ）

避難所へ避難する前に、近隣の住民が一時的に集合して安否確認や情報交換・避難の判断、避難する際の集団形成等をする場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する地域住民の生活圏と結びついた公園、農地、空地等の空閑地等をいう。

場所の指定に関しては、地域の実情を考慮し、近隣住民・自治会など各々で決めることとする。

※他の避難用語との誤認識を避ける観点から、平成25年度の本計画修正に併せ、「一時避難場所」を「一時集合場所」に名称変更

### 2 広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

※災害対策基本法での指定緊急避難場所を指す。（災害対策基本法第49条の4）

資料編 46：大震災時における広域避難場所（指定緊急避難場所）

### 3 避難所

大地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校等の公共施設をいう。

※災害対策基本法での指定避難所を指す。（災害対策基本法第49条の7）

資料編 47：避難所（震災時等指定避難所）一覧表

資料編 48：避難所標識

### 4 二次避難所（福祉避難所）

避難所等での生活が困難な高齢者や障害者などの要配慮者のための避難場所で、地域福祉センター及び老人憩の家等の公共施設をいう。

災害発生直後は、要配慮者においても、まず避難所で受入れを行うが、状況に応じて二次避難所の開設を行う。

※災害対策基本法での指定避難所を指す。（災害対策基本法第49条の7）

資料編 49：二次避難所（福祉避難所・震災時等指定避難場所）

### 5 一時収容可能施設

駅周辺に帰宅困難者が滞留した場合、避難所の収容者数が受入可能人数を上回った場合、避難所等への避難路が火災等によって通行不能となった場合等に活用を見込む施設である。

資料編 50：一時収容可能施設

## 第1節 現在の到達状況

### 1 広域避難場所の指定

平成29年4月現在、広域避難場所として10箇所が指定されている。

### 2 避難所の指定及び管理運営の整備

平成29年4月1日現在、避難所として市内の市立小・中学校，都立高校等32箇所（耐震化済み），二次避難所（福祉避難所）29箇所，一時収容可能施設28箇所が指定されている。

なお、二次避難所については、民間福祉施設との応援協定を締結するなど、確保を進めている。

また、「避難所運営マニュアル作成のためのガイドライン」を平成24年3月に策定し、現在、各学校における避難所運営マニュアルの作成を進めている。

#### 【市の避難所等の現況】

分類	主な場所	箇所数	備考
広域避難場所	都立神代植物公園， 多摩川河川敷 等	10	避難人口（概算） 合計226,413人
避難所	小・中学校， 都立高校 等	32	収容人員（一時） 合計 35,736人 収容人員（長期） 合計 17,868人
二次避難所 （福祉避難所）	地域福祉センター， 老人憩の家 等	29	一時収容人員 合計 1,929人
一時収容可能施設	保育園，児童館等	28	一時収容可能人員 合計 6,838人

※ 広域避難場所の避難人口は平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口

※ 避難所の収容人員の算出根拠となった避難所の面積は体育館の延べ床面積で、おおよその目安となる数値として算出している。

※ 一時収容可能施設の一時収容可能人員は、施設のうちホール等の使用可能人数である。

## 第2節 課題

### 【被害想定（多摩直下地震）】

被害項目	想定される被害
避難者数	最大 33,913人
避難所へ避難する人	最大 22,043人
避難所以外のところへ避難する人	最大 11,870人
停電率	最大 4.4%
固定電話不通率	最大 0.9%
低圧ガス供給支障率	最大 100.0%
上水道断水率	最大 52.3%
下水道管きよ被害率	最大 15.9%

※ガスの供給支障は、施設被害のほか、安全のための自動供給停止が含まれている。

東京都想定では、ガス拠点施設については、耐震設計に基づく整備がなされていることから、被災による機能停止は対象とされていない。

#### 1 避難所の確保

大規模災害時において想定される避難者数に対して、避難先の確保や的確な避難誘導のあり方について検討が必要である。

また、帰宅困難者を地域住民用の避難所に入れることで混乱が生じないように、対策を講じる必要がある。

#### 2 避難所の管理運営の整備

避難所における安心・安全の確保や、女性や要配慮者のニーズに応える必要がある。そのため、避難所運営マニュアルの整備が必要である。

### 第3節 対策の方向性

---

#### 1 避難所の確保

全ての市施設を避難所として利用することについて検討する。  
また、民間施設等との協定の締結による、避難所としての利用可能性を検討する。

#### 2 避難所の管理運営の整備

避難所における安全性の確保や避難所運営マニュアル等における女性や要配慮者に対する配慮について定める。  
また、地域と協働し、避難所運営マニュアルの内容を検証し、必要に応じて改定を行う。

### 第4節 到達目標

---

#### 1 避難所の確保

新しい被害想定に基づき、避難者を受け入れられる避難所の数・規模・質（備蓄品等）を確保する。

#### 2 女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

## 第5節 具体的な取組

### 【予防対策】 (地震前の行動)

- 1 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）
- 2 広域避難場所・避難所等の指定・安全化
- 3 避難所の管理運営体制の整備

#### 1 避難体制の整備

地震災害が発生した場合、市民等は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るため安全に避難するなど、適切な防災行動をとる必要がある。

また、高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等の要配慮者にとって適切な防災行動をとることは容易ではない。このことから、地域での救出救護体制や避難所生活等について、環境の整備や支援体制等が不可欠である。

##### (1) 運用要領の策定

(総合防災安全課・教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部)

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。

- ・避難場所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
- ・情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- ・傷病者に対し救急医療を施すため、医師、看護師等を確保する。
- ・避難場所の衛生保全に努める。
- ・避難期間に応じて、水、食料及び物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- ・避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

##### (2) 広域避難場所、避難所、一時集合場所等の周知

(総合防災安全課)

効率的・効果的な避難を実現するため、広域避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。

##### (3) 避難勧告等発令基準の整備

(総合防災安全課)

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月内閣府防災担当作成）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

##### (4) 地域における安全体制の確保

(総合防災安全課・教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部・調布消防署)

災害時において、避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるように防災市民組織や地域住民の連携体制を平常時から検討し確立しておく必要がある。



ア 発災時に備えた地域の実情の把握

避難所運営をスムーズに行うため、地域又は自治会等を単位に、避難時における集団の形成や自主運営体制について、平常時から地域の実情把握に努める。

イ 防災知識の普及と啓発

市は、避難行動要支援者やその介護者を対象に防災知識の普及啓発に努めていく。その際、避難行動要支援者の心身の状況に応じた的確な情報伝達に留意するものとする。

また、避難行動要支援者に対しての接し方等について市民に周知・啓発するとともに、「調布市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、防災市民組織や地域住民を中心とした避難行動要支援者に対する情報伝達や安否確認訓練などを行い、防災行動力の向上に努める。

ウ 被災しない環境づくり

調布消防署は、「地震その時 10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

エ 避難行動要支援者の把握と協力体制の構築

市は、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び障害者といった避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者台帳管理システムへの情報集約及び一元管理に努めるとともに、民生・児童委員、自治会、商店街、民間企業などとの協力体制の構築を進める。緊急時の連絡体制や誘導體制を地域ごとに整備するなど、いざというときに共に支え合うコミュニティを目指す。

オ 避難勧告等を行ういとまがない場合の対応を検討

避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の市民等の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

カ 緊急通報システム等の有効利用

市では、要介護高齢者や重度の身体障害者等を対象に、緊急通報システムの整備を行うとともに、市内10箇所の地域包括支援センターを核とする見守りネットワークを立ち上げ、高齢者・障害者の支援システムを整備している。今後、こうした支援システムの災害時における有効利用について検討していく。

キ 食料等の対策

様々な避難者等に配慮した食料の供給を図るため、これまで備蓄しているクラッカーやアルファ米に加えて、おかゆやアレルギー対応食等の備蓄に努める。

ク 要配慮者に配慮した仮設トイレの確保

市は、要配慮者が利用しやすい洋式仮設トイレの備蓄に努める。

ケ 多様な手段を活用した情報提供

市が、情報提供をする際には、多様な手段を活用し、様々な市民等に情報が伝達されるように努める。

**(5) 社会福祉施設等の安全対策**

(調布消防署)

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、次の項目の指導並びに促進を図る。

- ・各施設と周辺地域の事業所及び自治会等との間並びに施設相互間の災害時応援協定等の締結促進
- ・各施設の自衛消防訓練の充実

**(6) 他の地方公共団体と協定等を締結**

(総合防災安全課)

災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

**2 避難行動要支援者名簿の作成・避難支援等関係者への名簿情報の提供（福祉健康部）**

従来、市では、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々（高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定）を「災害時要援護者」と定義していたが、災害対策基本法の改正（平成26年4月1日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」及び「避難支援等関係者」を定義する。

**【用語の定義】**

	用語	定義
1	要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定する。
2	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する者。
3	避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

**(1) 避難行動要支援者名簿の作成・避難支援等関係者への名簿情報の提供**

(福祉健康部)

市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難す

ることが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると想定される避難行動要支援者について名簿を作成する。避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

**(2) 避難行動要支援者の範囲**

避難行動要支援者の範囲は、市内在宅で以下に該当する者とする。

**【避難行動要支援者の範囲】**

(ア) 高齢者	① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居の家族が75歳以上の者 ③ 介護認定区分が要介護3～5の者
(イ) 障害者	① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
(ウ) その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

**(3) 避難行動要支援者情報の集約**

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。避難行動要支援者情報は、下記から収集する。

**【避難行動要支援者情報の収集先】**

収集する情報元	住民基本台帳システム 介護保険情報システム 障害情報システム 保健情報システム 世帯状況調査 みまもっと情報システム 避難行動要支援者本人からの申請に基づく情報
集約する情報先	避難行動要支援者管理システム

**(4) 避難行動要支援者名簿の作成**

市は、名簿の記載事項について以下のとおりとしたうえで、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

名簿の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・性別</li> <li>・住所又は居住地</li> <li>・世帯主名</li> <li>・電話番号その他連絡先</li> <li>・避難支援等を必要とする事由</li> <li>・避難行動要支援者が避難支援者に申し伝えたい事項</li> <li>・避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（例：緊急連絡先、避難支援等関係者の氏名、住所、連絡先）</li> </ul>
---------	--

(5) 名簿情報の提供

ア 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次の避難支援等関係者となる者に対して、事前に名簿情報を提供する。ただし、(エ)から(キ)への名簿の提供は、管理・担当・管轄している地域のみとし、(オ)から(キ)に提供する名簿に掲載する者の範囲は、市と締結する協定に規定する。

【事前に名簿を提供する避難支援等関係者】

避難支援等関係者	名簿の提供範囲
(ア) 調布警察署	すべて
(イ) 調布消防署	
(ロ) 市社会福祉協議会	
(エ) 調布市の民生委員・児童委員	管理・担当・管轄 している地域のみ
(オ) 調布市消防団	管理・担当・管轄 している地域のみ 市と協定を締結し た場合
(カ) 調布市内の防災市民組織	
(キ) 調布市内の自治会・地区協議会・自治会連合協議会・マンション管理組合	

イ 避難支援等関係者への災害発生時等における名簿情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、上記アの避難支援等関係者に加え、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報の適切な範囲を提供する。市は、これらの際に、即時に避難支援等関係者に名簿情報を提供できるよう、提供先ごとの名簿の整備に努めておく。

(6) 避難支援等関係者による適正な情報管理

名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、次のとおり適正な情報管理の徹底を図る。

- ア 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者の組織の構成員にのみ提供する。
- イ 名簿の提供を受ける避難支援等関係者は、市と名簿の提供、利用及び管理に関する協定を締結し、必要に応じて、名簿管理者届、名簿管理者変更届及び受領書を市に提出する。
- ウ 協定に以下のことについて明記し、避難支援等関係者における名簿情報の管理の徹底を図る。
- (ア) 名簿情報を受けた者及び受けたことがある者に守秘義務が課されていることを、組織内の構成員に十分に説明すること。
  - (イ) 施錠可能な場所で名簿の保管を行うこと。
  - (ロ) 組織の内部で名簿情報を取り扱う者を限定すること。
  - (ハ) 名簿情報を目的外に使用しないこと。
  - (ニ) 名簿情報の複製を行わないこと。
  - (ホ) 使用後の名簿情報については市へ返却すること。

## (7) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努める。

名簿は原則として年1回更新し、避難支援等関係者に配布する。同時に、旧名簿を回収する。更新にあたっては、関係部課と連携し、転出・転入、死亡等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、公正かつ的確に行う。

## (8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者又はその家族等の生命、身体の安全を確保したうえで、可能な範囲で避難行動要支援者に対する支援を行うものとする。なお、避難支援等関係者及び避難行動要支援者に対して、災害時における支援行動や支援の限界などについての理解を得るよう努めるものとする。

平時のうちから避難行動要支援者に対して、同意により災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではない旨周知する。避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解していただく。

## (9) 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難支援等関係者となりうる市民、または、避難行動要支援者を含む要配慮者及びその家族に対して、パンフレット、小冊子等を配付するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する啓発活動に努める。

## (10) 平常時の避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備

高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「個別支援計画」の策定

や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。

### 3 広域避難場所・避難所等の指定・安全化

#### (1) 広域避難場所の指定

(総合防災安全課)

震災時において、行政と住民は協働して火災の拡大防止、初期消火等の被害軽減等に努めるが、火災が拡大し、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。このような大規模火災から避難する場所として、広域避難場所を10箇所指定している。

指定場所への避難には任意の経路の利用を原則としているが、遠距離避難地域や火災による延焼危険性が著しい地域については、避難者を安全で円滑な誘導をするために避難道路を指定する必要がある。現在、市では市内の道路幅員が狭いことを鑑み、状況に応じて避難を実施した方が安全で混乱を招くことが少ないと考えられるので、指定を行っていない。ただし、広域避難場所への主要幹線道路へは、誘導員及び警戒員を配置する。

また、広域避難場所への誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に誘導看板等を設けて適切な誘導を図るものとする。

なお、広域避難場所は、周辺の市街地の変化に応じて見直しを行う。

指定に当たっては、次の基準を参考とする。

- ・広域避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮したうえで利用可能な避難空間を確保すること。
- ・利用可能な避難空間として、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、原則1人当たり1㎡を確保する。
- ・震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、広域避難場所内に存在しないこと。
- ・広域避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、避難場所からの距離や町丁目、自治会区域を考慮する。

#### (2) 避難所の指定

(総合防災安全課)

市の指定する避難所は、市立小・中学校、都立高等学校及び大町スポーツ施設の計32箇所(耐震化済み)であり、市民への周知を徹底する。指定した避難所には、食料の備蓄や必要な資器材等を整備するなど、避難所機能の強化を図るものとする。

指定に当たっては、次の基準を参考とする。

- ・避難所の地区割当は、原則として小・中学校通学区域に準ずることとし、努めて自治会等の単位で収容するよう配慮する。

なお、中学校の地区割当については周辺小学校区域と調整のうえ、決めていく。

- ・避難所は、原則として耐震・耐火構造等の公共建物(学校等)を活用するものとし、第1次的に体育館を使用する。

また、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮し、状況に応じて、学校等で定める教室も使用する。

- ・避難所に受入れる被災者数は、おおむね3.3㎡当たり2人とする。また、被災時において、障害者、児童及び女性用のスペースが速やかに確保できるよう、あらかじめ避難所にこれらの者が専用使用するスペースを確保し、その旨を表示するものとする。

### (3) 二次避難所（福祉避難所）対策

（総合防災安全課・福祉健康部）

災害発生後は、近隣の方や防災市民組織、防災関係機関などの協力によって小・中学校等の避難所へ避難することになるが、要介護高齢者や障害者などは、一般の方と長期に同一場所での避難生活は困難が予想される。このことから、地域福祉センター等を二次避難所（福祉避難所）として活用していく。要配慮者については、それぞれの状況に応じ避難先を検討していく必要があり、災害対策本部の指示を受けて避難所担当職員等が協議し避難先を決めていく体制が必要である。

また、民間の社会福祉施設等との協定等により避難施設の確保にも努める。

なお、居宅の安全確保がなされている状況では、高齢者や障害者は自宅に留まることが適切な場合がある。要配慮者が在宅で避難生活を送る場合も孤立しないよう、情報提供や安否確認、食糧・水の提供を定期的に行う体制が必要である。

### (4) 火災予防指導

（調布消防署）

指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について確認し、必要に応じて行政指導を行う。

## 4 避難所の管理運営体制の整備

（総合防災安全課・教育部・市民部・生活文化スポーツ部・子ども生活部・福祉健康部・調布消防署）

### (1) 避難所運営マニュアル作成

避難所の管理運営が円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」や「避難所の防火安全対策」、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」等を参考に、事前に「避難所運営マニュアル」を作成し、管理運営の基準や方法を定めておくものとし、女性や要配慮者に対する配慮についても定める。

避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営ができるよう、必要な措置をマニュアルに具体的に記載する。

都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。

避難所においてボランティアを円滑に受入れられるよう、体制整備を図るとともに、福祉関連ボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。

### (2) 防火安全対策

避難所の防火安全対策の策定等による避難所運営支援を行う。

避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

### (3) 食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備

避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、PHS等の通信機器等のほか、暑さ寒さ対策用品、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配

第2部 施策ごとの具体的計画

第8章 避難者対策

第5節 具体的な取組<予防対策>

慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

また、公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

**(4) 避難所の衛生管理対策の促進**

避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

**(5) 飼養動物の同行避難の体制及び動物救護体制の整備**

都や獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

**(6) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成**

仮設トイレ等の設置場所・組立手順等に関するマニュアルを作成する。



**【応急対策】** (地震直後の行動)

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1 避難誘導・安否確認 | 4 ボランティアの受入れ  |
| 2 避難所の開設・運営 | 5 被災者の他地区への移送 |
| 3 動物救護      |               |

【主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告・指示</li> <li>○指定避難場所への誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者の安否確認等</li> <li>○避難所の開設・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都福祉保健局への資器材の調達要請</li> <li>○二次避難所（福祉避難所）の開設・運営準備</li> <li>○ボランティアの受入れ</li> <li>○避難者把握・他地区への移送</li> </ul>
調布警察署		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難誘導の実施</li> <li>○警戒員の配備</li> <li>○避難場所の秩序維持</li> </ul>		
調布消防署		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難に際する情報の提供</li> <li>○避難場所・避難道路の安全確保</li> </ul>		
獣医師会			<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所等を含む被災動物の救護活動</li> </ul>	

## 1 避難誘導・安否確認

大地震時には、家屋の倒壊、延焼火災の拡大、崖崩れ等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が出現するものと予測される。そこで、被災者を安全な場所に迅速適切に避難させ、生命、身体等の安全を確保するため、平常時から次の点に留意し、避難に必要な態勢の整備を図る。

- ・防災市民組織，自治会，地区協議会，事業所等との連携を図り，各組織のリーダーを中心に，集団での避難を周知する。
- ・不特定多数の人々が集合する市内の学校，会社，事業所，大規模店舗，スーパーマーケット，交通機関等の責任者，管理者等と密に連絡を取り，避難等の処置の周知を図る。
- ・市及び関係機関は，避難の勧告，指示を発する手順，伝達方法，関係機関相互の連絡方法及び避難誘導方法等を考察検討する。
- ・市は，平素から各種の手段方法を用いて，住民に対して大震災が発生した場合の避難所，避難時の留意点等の周知徹底を図る。

### (1) 避難態勢

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予測される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合など、住民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

ここでは、災害時の危険の発生に伴う、避難の勧告・指示、避難誘導、避難方式について定める。

#### ア 避難の勧告，指示

(総合防災安全課・行政経営部・都・調布警察署・調布消防署)

勧告と指示の相違は、人命、身体の危険の切迫する度合いに対応しており、指示は勧告よりも被害の危険が目前に切迫していることを一般に受け止められることを期待して発表される。

また、拘束力も指示の方が強い。

なお、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、市区町村長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での退避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった(災害対策基本法第60条第1及び第3項)。

これは、災害によって屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動(垂直移動)したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

また、市区町村長は、避難勧告等に当たって国(指定行政機関の長・指定地方行政機関の長)又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された。(災害対策基本法第61条の2)

勧告及び指示を行う者及び根拠は次のとおりである。

【避難の勧告，指示実施責任者等】

実施責任者	根拠法令
市長	災害対策基本法第60条，水防法第29条
都知事	災害対策基本法第60条，水防法第29条
警察官	災害対策基本法第61条，警察官職務執行法第4条
消防官	消防法第23の2条，28条
自衛官	自衛隊法第94条

【避難の勧告，指示の実施方法】

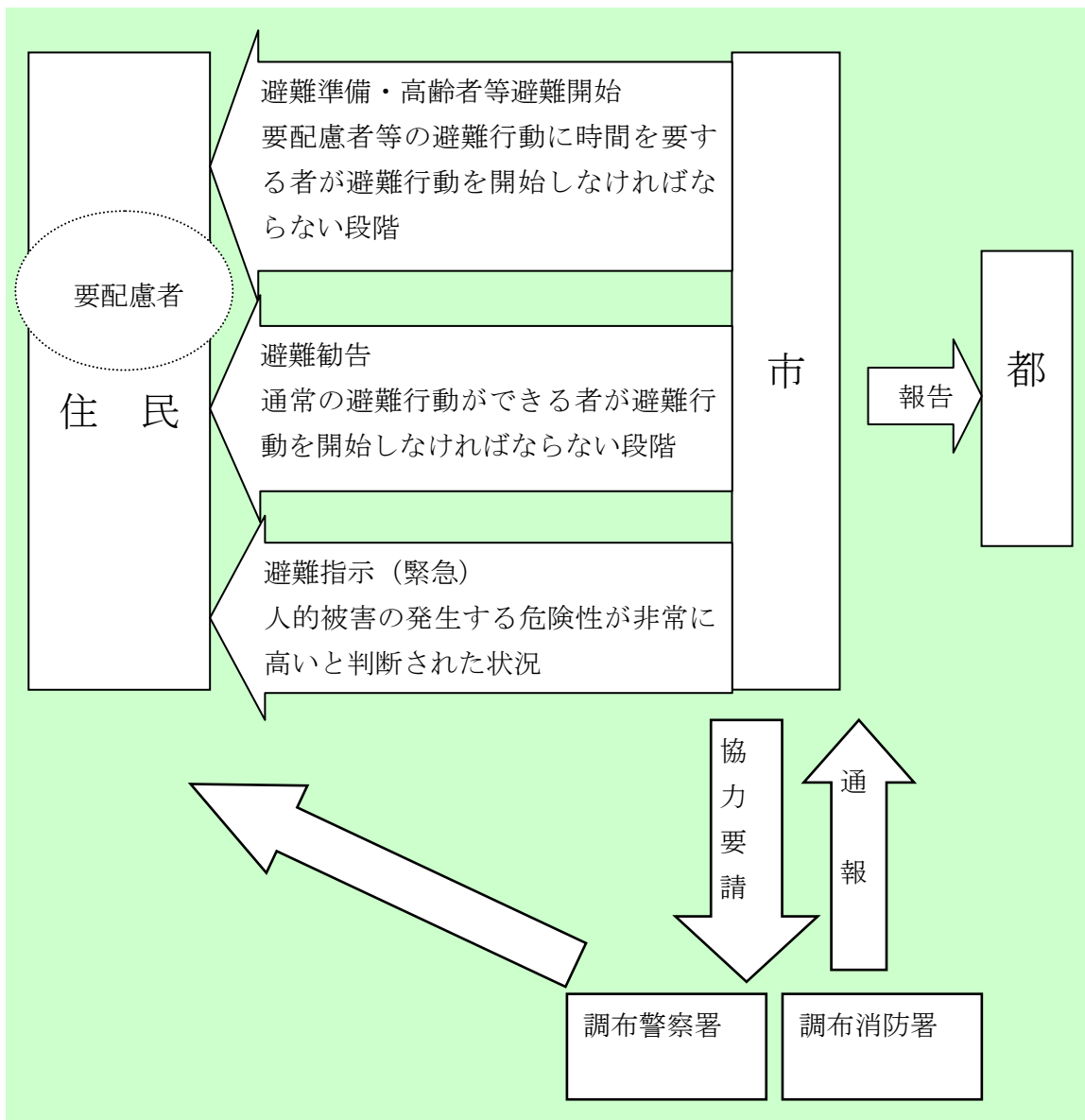
機関名	内 容
市	<p>1 危険が切迫した場合には，市長は調布警察署長及び調布消防署長と協議のうえ，要避難地域，避難先を決めて避難のための立ち退きを勧告し，又は緊急を要すると認めるときは，避難のための立ち退きを指示する。 この場合市長は，直ちに都知事に報告するものとする。</p> <p>2 災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは，市長は，警戒区域を設定し，当該区域への立ち入りを制限，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずるものとする。</p>
都	<p>1 災害の発生により，市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき，避難の勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を，市長に代わって実施する。</p> <p>2 地すべり，洪水により著しい危険が切迫していると認めるときは，当該地域住民に立ち退きを指示する。</p>
調布警察署	<p>危険が切迫し，市長が避難の指示をすることができないと認めるとき，又は市長からの要求があったときは，警察官は，居住者等に避難の指示を行うことができる。この場合，警察官は，直ちに市長に避難の勧告又は指示を行った日時，対象区域，避難誘導方向及び避難先を通報するものとする。</p>
調布消防署	<p>1 災害の進展等により住民を避難させる必要がある場合は，市長へ通報する。</p> <p>2 人命危険が著しく切迫し，通報するいとまがない場合は，関係機関と連携し避難勧告又は指示を行うとともに市長へ通報する。</p>

【避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動】

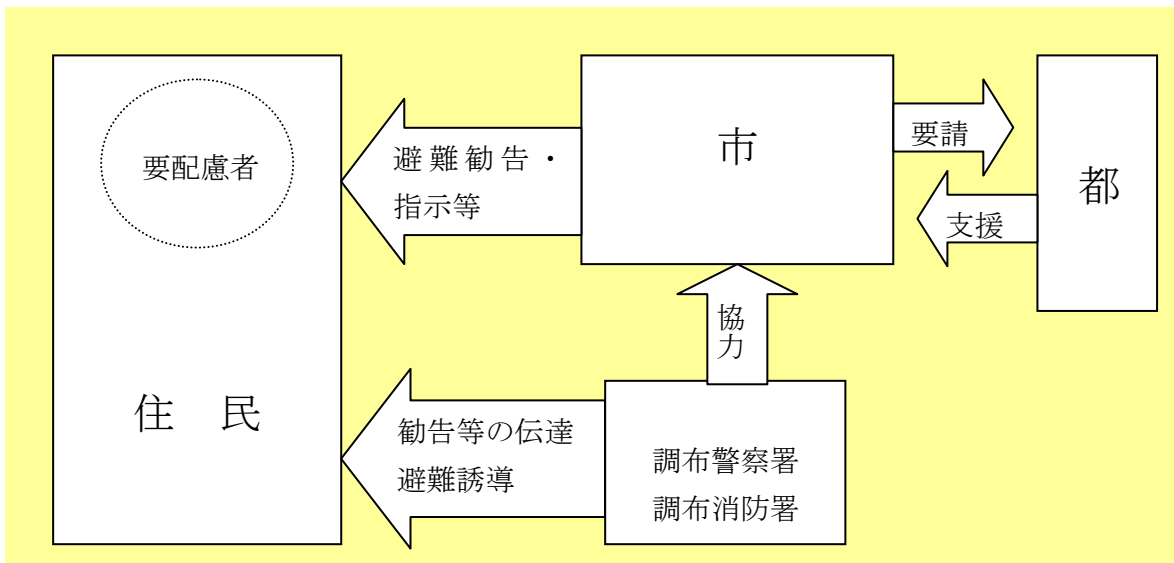
(内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成29年1月改定)」によると次のとおりである。)

立ち退き避難が必要な住民に求める行動	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。</li> <li>・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。</li> <li>・ (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立ち退き避難する。</li> </ul>
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。</li> <li>・ 土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。</li> <li>・ 津波災害から、立ち退き避難する。</li> </ul>

【避難勧告・避難指示】



【避難誘導】



イ 避難誘導

(総合防災安全課・市民部・生活文化スポーツ部・子ども生活部・福祉健康部・教育部・調布警察署・調布消防署)

各機関の避難誘導は、次のとおりである。

【各機関の避難誘導】

機関名	内容
市	<p>避難の勧告，指示が出された場合，市長は調布警察署，調布消防署，市消防団，防災市民組織等の協力を得て，極力地域又は自治会単位に集団を編成し，あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。</p> <p>この場合，市長は避難場所等に職員を派遣するか，又は施設等の管理者と連絡を密にし，そごをきたさないようにする。</p> <p>学校，保育施設，児童施設の管理者は教師，保育士等を中心として，児童，生徒及び園児等の安全が確保できるよう避難誘導する。</p> <p>避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について，あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。</p>
調布警察署	<p>地域又は自治会単位に編成した集団単位で，指定された避難場所に避難させる。この場合，病人，老人，身体障害者等の要配慮者は優先して避難させる。</p> <p>火災等の規模や態様等により，できる限り必要な職員を配置し，地域住民等のリーダーとの連絡により，必要な措置を講ずる。</p> <p>避難場所においては，所要の警戒員を配置し，防災関係機関との緊密な連絡のうえ，被害情報の収集並びに広報活動，行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ，避難場所の秩序維持に努める。</p>
調布消防署	<p>1 避難の勧告又は指示がなされた場合には，災害の規模，道路・橋梁の状況，火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し，避難に関する必要な情報を市，関係機関に通報する。</p> <p>2 避難勧告又は指示がなされた場合には，災害状況及び消防力の余力に応じ，広報車により避難勧告又は指示の伝達を行う。</p> <p>3 避難の勧告，指示が出された時点以降の消火活動は，避難場所，避難道路の安全確保に努める。</p>

第2部 施策ごとの具体的計画

第8章 避難者対策

第5節 具体的な取組<応急対策>

ウ 避難方式

(総合防災安全課・市民部・生活文化スポーツ部・子ども生活部・福祉健康部・教育部・都)

一時集合場所に集合した後、避難所へ避難(2段階避難)

震災時における避難方式は、防災市民組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難所に避難する。しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や通常的生活圏外にある避難場所の存在などにより、混乱の生ずるおそれもある。一時集合場所は、こうした混乱の発生を防止するために、避難所に至る前に身近な公園、農地等に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所であり、その効果は次のとおりである。

- ・情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。
- ・近隣相互の助け合いや不在者等の確認が可能である。
- ・市の職員、警察官又は防災市民組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できる。

避難者は、ここで災害の拡大状況等の様子を見ながら、一時集合場所にも危険性が生じる場合には、防災市民組織のリーダー等の誘導により避難所へ避難する。

さらに災害の拡大により、避難所への避難に危険が及ぶおそれがある場合には、防災市民組織のリーダー等を中心に、市の職員及び警察官等と連携した誘導により広域避難場所へ避難する。

エ 避難所への直接避難

避難方式は、前記ウの2段階避難方式を基本とするが、避難の勧告や指示を行ういとまがない場合や地域の実情や災害の状況により、避難所への直接避難も行うものとする。

オ 避難場所等の安全化

(調布消防署)

調布消防署は、避難場所及び避難道路の安全を確保し、震災時消防活動が効果的に行えるよう整備促進について意見及び提言していく。

**(2) 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用**

(福祉健康部・調布警察署・調布消防署・市社会福祉協議会・調布市の民生委員・児童委員・調布市消防団・調布市内の防災市民組織(市と協定を締結した場合)・調布市内の自治会(市と協定を締結した場合)・地区協議会(市と協定を締結した場合)・自治会連合協議会(市と協定を締結した場合)・マンション管理組合(市と協定を締結した場合)・広報課・総合防災安全課)

ア 「避難行動要支援者支援班」の設置

市は、福祉健康部内に災害時における「避難行動要支援者支援班」を設置する。

「避難行動要支援者支援班」の業務は、避難準備情報等の情報伝達や安否確認・避難状況の把握、避難所との連携・情報共有等である。避難行動要支援者への支援については特に人的支援を要することから、防災市民組織や自治会、地区協議会、民生・児童委員等の関係機関や団体等と協力して進める。さらに、福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、情報収集等を行い迅速に安否確認等を進める。また、震災後、自宅で生活している避難行動要支援者に対し、必要とする情報の収集・提供等を行う。

#### イ 避難行動要支援者名簿の活用

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者に加え、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報の適切な範囲を提供する。市は、これらの際に、即時に避難支援等関係者に名簿情報を提供できるよう、提供先ごとの名簿の整備に努めておく。

#### ウ 避難のための情報伝達

市は、避難勧告や避難場所など安全確保のために必要な情報が、速やかにかつ確実に伝わるよう、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達手段に配慮する。情報伝達手段としては、防災行政無線（固定系）、公式ホームページ、ツイッター、調布市防災安全・安心メール、広報車、ケーブルテレビ、調布FM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、デジタルサイネージ（電子掲示板）、紙、掲示板、看板等を活用する。

### (3) 要配慮者に関する情報収集、安否確認

（福祉健康部・子ども生活部）

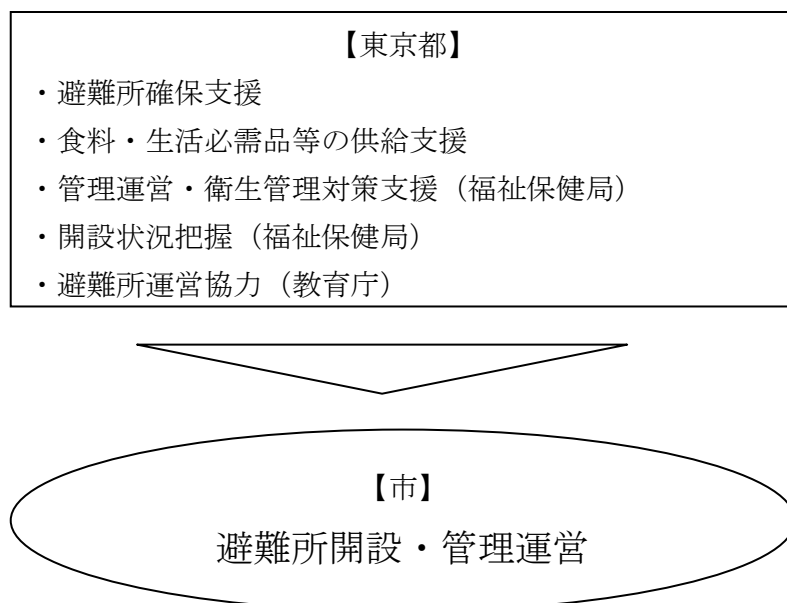
高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

## 2 避難所の開設・運営

### (1) 避難所の対策内容

#### 【各機関の役割分担】

機関名	内 容
市	<p>避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ定められた運用要領に基づくほか、女性や要配慮者に留意したうえで、次の対策をとるものとする。</p> <p>なお、避難所の対策内容等は、おおむね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所の開設（不足時は一時収容可能施設を拡大）</li> <li>(2) 二次避難所（福祉避難所）の開設</li> <li>(3) 避難所の運営及び人員確保</li> <li>(4) 水・食料・生活必需品等の供給</li> <li>(5) 避難住民に対する健康相談</li> <li>(6) 避難所の衛生保全及び避難者への指導（水・食料・環境衛生等）</li> <li>(7) 避難所におけるトイレ機能の確保</li> <li>(8) 公衆浴場の確保及び住民への情報提供</li> <li>(9) 避難所における防火安全性の確保</li> </ol>
都	<p>市から避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに都各部局又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。</p>
獣医師会	<p>応援協定に基づく被害動物の救護活動等</p>





## (2) 避難所の開設

(教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部・都)

市は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに都福祉保健局及び調布警察署、調布消防署等関係機関に連絡する。

避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受けなければならない。

避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、一時収容可能施設を開設する。

なお、一時収容可能施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の場合と同様とする。

野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を要請する。

### 資料編 51：避難所運営本部体制

### (3) 二次避難所（福祉避難所）の開設

（福祉健康部）

災害発生時に避難所や自宅での生活が困難な高齢者、障害者、妊産婦などの要配慮者を受入れるため、耐震、耐火構造を備えた市内の地域福祉センター等を二次避難所として開設する。

災害発生直後は、まず小・中学校等の避難所にて受入れを行うが、二次避難所の開設が必要な状況に応じて、受入態勢が整ったところから開設する。

受入れの際には、専用の相談窓口の設置や専用スペースを設けるなど、要配慮者に配慮した支援を充実させる。

また、健康状態等から、よりふさわしい二次避難所として、民間の特別養護老人ホーム、デイサービス施設、障害者施設等の福祉関係施設を利用できるよう調整を図る。

二次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都福祉保健局及び調布警察署、調布消防署等へ連絡する。

### (4) 避難所の管理運営

（教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部）

#### ア 避難所運営本部職員の配置

運営本部長は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指名するものとする。

#### イ 避難所配置職員の任務

避難所に配置された職員は、避難所運営本部の指示に基づき、施設の管理者、防災市民組織、自治会、ボランティア等の協力を得るとともに、女性の意見を取り入れるために、必ず女性の役員を加えて避難所の管理運営を行う。

#### ウ 教職員の協力

避難所に指定された学校の教職員は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。

### (5) 避難所運営における要配慮者等に対する配慮

（教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部）

#### ア 要配慮者の把握

避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者等の把握に努める。また、要配慮者と支援者をわかりやすくし適切な支援をするためにビブス（区別をつけるために衣服などの上に着るベスト状のもの）などを配備するように努める。また、イメージカラーとして要配慮者は黄色、支援者はピンク色であらわすものとする。

#### イ スペース等の配慮

避難所において、要配慮者等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、組立てトイレ（車イス対応洋式）の設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育て世帯のニーズを踏まえた避難所の運営など、女性の視点等に配慮するものとする。

#### ウ 情報伝達手段の確保

自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者、妊産婦等への情報伝達が徹底されるよう

努める。

とりわけ、ひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

#### エ 二次避難所（福祉避難所）への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に二次避難所（福祉避難所）等へ移送する。

### (6) 食料・生活必需品等の供給・貸与

（教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部・都）

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市の備蓄又は調達する食料等を支給する。その際、食物アレルギーのある避難者がいる可能性があるため、対応に配慮する。

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

また、避難が長期に渡る場合は、食料等の供給に関し、栄養面についても配慮する。

### (7) 飲料水の安全確保

（教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部・都）

市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

また、都が編成する環境衛生指導班は、市民が飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を市民に指導する。

### (8) 食品の安全確保

（教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部・都）

市は、都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ・手洗いの励行
- ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・情報提供
- ・殺菌、消毒剤の調整
- ・乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

### (9) トイレ機能の確保

（教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部・都）

被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、水洗機能を維持する。

トイレ機能が不足する場合は、仮設トイレ及び携帯トイレを活用し、対応する。

避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、市が組立てトイレ

## 第2部 施策ごとの具体的計画

### 第8章 避難者対策

#### 第5節 具体的な取組<応急対策>

等を備蓄により確保する。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

発災後4日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

#### (10) 公衆浴場等の確保

(教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部)

市は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

#### (11) 安否情報の提供について

(教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部)

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

#### (12) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

(教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部)

市は、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供などの措置を原則として避難所において図り、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

## 3 動物救護

(教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部・都・獣医師会)

市は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都や獣医師会等関係団体と連携し対応する。

開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

都は、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。市は都の実施する取組に協力する。

- ・各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- ・避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整
- ・他縣市への連絡調整及び要請

## 4 ボランティアの受入れ

(福祉健康部・調布市社会福祉協議会)

「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受入れる。災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。

なお、ボランティアの受入れ・派遣については東京都と協働のうえ、福祉関係団体等の協

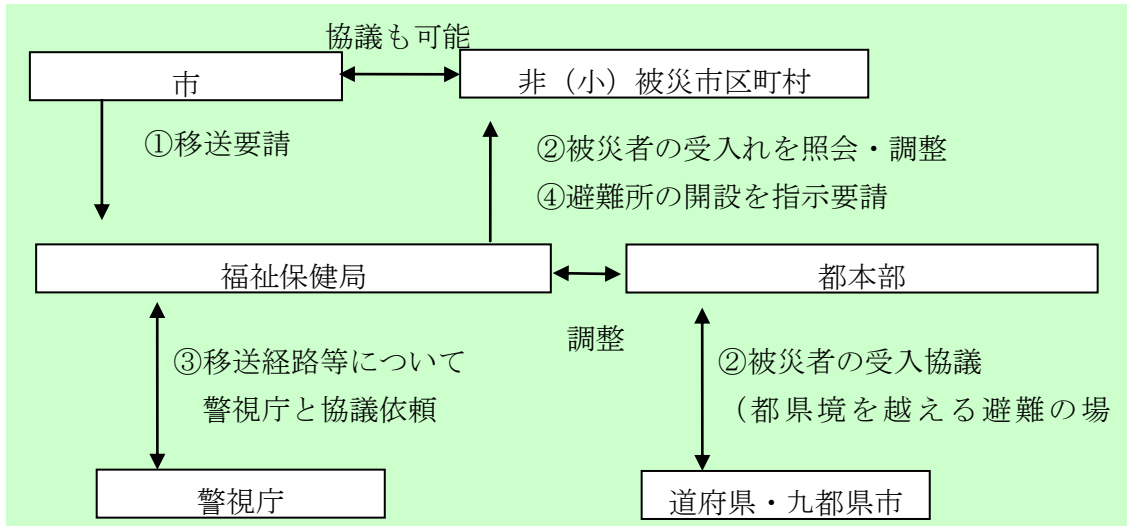
力を得て実施する。

※ボランティアの流れについては、「第2部第1章第5節 具体的な取組<応急対策> P.77」を参照。

## 5 被災者の他地区への移送

(総合防災安全課・教育部・市民部・子ども生活部・福祉健康部・都)

【移送先の決定】



### (1) 他地区への移送

市は、避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。

市は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市区町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。

### (2) 他地区からの受入れ

市は、知事から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。

受入れた被災者の避難所の運営は、移送元の市区町村が行い、市本部は運営に協力する。

第2部 施策ごとの具体的計画  
第8章 避難者対策  
第5節 具体的な取組〈応急対策〉